

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑和福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

なお、評議員が評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第2条第及び第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 前項の報酬の額は、2時間未満の勤務につき日額 6,000円、2時間以上の勤務につき日額 12,000円とする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	1日につき	1,500円
宿泊料	1泊につき	13,000円

(改 廃)

第5条 この規程の改廃については、評議員会の承認を受けて行う。

(補 足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。